

発本原第2号  
平成26年4月21日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
原子力防災政策課長 殿

九州電力株式会社  
発電本部  
原子力管理部

川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（ご連絡）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は弊社事業に対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年4月1日付での出水市及びさつま町の組織改正により、「川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の修正が必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について（規程）」に基づく軽微な変更扱いとして、次回修正までの期間、以下のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

敬具

○読み替え箇所

- ・添付資料（川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表）参照

## 川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現行	読み替え後	理由
<p>別図2－3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象に関する連絡先</p> <p>原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災政策課 (原子力規制委員会)</li> <li>→ 鹿児島県 原子力安全対策課 (鹿児島県知事)</li> <li>→ 薩摩川内市 防災安全課 (薩摩川内市長)</li> <li>→ いちき串木野市 まちづくり防災課 阿久根市 総務課 鹿児島市 危機管理課 出水市 <b>総務課</b> 安全安心推進室 日置市 総務課 姶良市 危機管理課 さつま町 <b>安全安心対策課</b> 長島町 総務課</li> <li>→ 鹿児島県警察本部 警察署 (薩摩川内、いちき串木野、阿久根、鹿児島西、出水、日置、姶良、さつま)</li> <li>→ 消防局 (薩摩川内市、鹿児島市) 消防本部 (いちき串木野市、出水市、日置市、姶良市、さつま町) 阿久根地区消防組合</li> <li>→ 川内労働基準監督署 串木野海上保安部 警備救難課 鹿児島地方気象台</li> <li>→ 原子力保安検査官 原子力防災専門官</li> <li>→ 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課</li> </ul> <p>→ : ファクシミリ装置等による連絡 ----&gt; : 電話による連絡</p> <p>本店通報連絡責任者</p>	<p>別図2－3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象に関する連絡先</p> <p>原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災政策課 (原子力規制委員会)</li> <li>→ 鹿児島県 原子力安全対策課 (鹿児島県知事)</li> <li>→ 薩摩川内市 防災安全課 (薩摩川内市長)</li> <li>→ いちき串木野市 まちづくり防災課 阿久根市 総務課 鹿児島市 危機管理課 出水市 <b>安全安心推進課</b> 日置市 総務課 姶良市 危機管理課 さつま町 <b>総務課</b> 長島町 総務課</li> <li>→ 鹿児島県警察本部 警察署 (薩摩川内、いちき串木野、阿久根、鹿児島西、出水、日置、姶良、さつま)</li> <li>→ 消防局 (薩摩川内市、鹿児島市) 消防本部 (いちき串木野市、出水市、日置市、姶良市、さつま町) 阿久根地区消防組合</li> <li>→ 川内労働基準監督署 串木野海上保安部 警備救難課 鹿児島地方気象台</li> <li>→ 原子力保安検査官 原子力防災専門官</li> <li>→ 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課</li> </ul> <p>→ : ファクシミリ装置等による連絡 ----&gt; : 電話による連絡</p> <p>本店通報連絡責任者</p>	<p>・出水市及びさつま町の組織改正に伴う読み替え</p>

## 川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現行	読み替え後	理由
<p>別図2－4 原災法第10条第1項に基づく通報先 (発電所内の特定事象発生時の通報先)</p> <p>発電所 対策本部長 (原子力防災管理者)</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災政策課 (原子力規制委員会)</p> <p>鹿児島県 原子力安全対策課 (又は、鹿児島県灾害対策本部*) 薩摩川内市 防災安全課 (又は、薩摩川内市灾害対策本部*)</p> <p>いちき串木野市 まちづくり防災課 阿久根市 総務課 鹿児島市 危機管理課 出水市 <b>総務課</b> 安全安心推進室 日置市 総務課 姶良市 危機管理課 さつま町 <b>安全安心対策課</b> 長島町 総務課</p> <p>鹿児島県警察本部 警察署 (薩摩川内、いちき串木野、阿久根、鹿児島西、出水、日置、姶良、さつま)</p> <p>消防局 (薩摩川内市、鹿児島市) 消防本部 (いちき串木野市、出水市、日置市、姶良市、さつま町) 阿久根地区消防組合</p> <p>川内労働基準監督署 串木野海上保安部 警備救難課 鹿児島地方気象台</p> <p>原子力保安検査官 原子力防災専門官</p> <p>本店対策本部 総括班長</p> <p>経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課</p> <p>：原災法第10条第1項に基づく通報先 → ファクシミリ装置等による通報 ···→ 電話による着信確認 ···→ 電話による連絡 * : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>別図2－4 原災法第10条第1項に基づく通報先 (発電所内の特定事象発生時の通報先)</p> <p>発電所 対策本部長 (原子力防災管理者)</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災政策課 (原子力規制委員会)</p> <p>鹿児島県 原子力安全対策課 (又は、鹿児島県灾害対策本部*) 薩摩川内市 防災安全課 (又は、薩摩川内市灾害対策本部*)</p> <p>いちき串木野市 まちづくり防災課 阿久根市 総務課 鹿児島市 危機管理課 出水市 <b>安全安心推進課</b> 日置市 総務課 姶良市 危機管理課 さつま町 <b>総務課</b> 長島町 総務課</p> <p>鹿児島県警察本部 警察署 (薩摩川内、いちき串木野、阿久根、鹿児島西、出水、日置、姶良、さつま)</p> <p>消防局 (薩摩川内市、鹿児島市) 消防本部 (いちき串木野市、出水市、日置市、姶良市、さつま町) 阿久根地区消防組合</p> <p>川内労働基準監督署 串木野海上保安部 警備救難課 鹿児島地方気象台</p> <p>原子力保安検査官 原子力防災専門官</p> <p>本店対策本部 総括班長</p> <p>経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課</p> <p>：原災法第10条第1項に基づく通報先 → ファクシミリ装置等による通報 ···→ 電話による着信確認 ···→ 電話による連絡 * : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水市及びさつま町の組織改正に伴う読み替え</li> </ul>

## 川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現行	読み替え後	理由
<p>別図2－5 原災法第10条第1項の通報後の連絡先 (発電所内の事象発生時の連絡先)</p> <p>The diagram illustrates the communication structure for emergency reporting. It starts with the '原子力防災管理者' (Emergency Management Officer) at the top, connected via dashed lines to various local and central government offices. These include the Cabinet Office, Ministry of Economy, Trade and Industry, and various prefectural and municipal disaster management departments. A legend at the bottom defines the connection types: solid line for fax, dashed line for telephone, and dotted line for direct telephone.</p> <p>※ : 原災法第10条第1項に基づく通報先又は第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : ファクシミリ装置等による連絡 …▶ : 電話による着信確認 …▶ : 電話による連絡 ＊ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>別図2－5 原災法第10条第1項の通報後の連絡先 (発電所内の事象発生時の連絡先)</p> <p>This version of the diagram shows the same basic structure but with updated names for some local government entities. For example, '出水市 総務課' is now '安全安心推進課'. The legend remains the same.</p> <p>※ : 原災法第10条第1項に基づく通報先又は第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : ファクシミリ装置等による連絡 …▶ : 電話による着信確認 …▶ : 電話による連絡 ＊ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>・出水市及びさつま町の組織改正に伴う読み替え</p>